

第 6 号様式

随意契約について

公表年月日	令和 8 年 9 月 1 日
担 当 課	公営競技事務所

契約業者名・住所	株式会社関電工 千葉支店・千葉県千葉市中央区二丁目 1 番 2 4 号
工事等の名称	松戸競輪場選手宿舎 A 棟分電盤・制御盤修繕
工事等の場所	松戸市上本郷 5 9 4 番地 松戸競輪場選手宿舎 A 棟
種 別	修繕
工事等期間	令和 8 年 6 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日
契約金額	6 6,4 0 7,0 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む）
工事等の概要	松戸競輪場選手宿舎 A 棟に設置されている分電盤・制御盤の修繕を実施する。
随意契約の理由	本工事は、宿舎 A 棟に設置されている分電盤及び制御盤が設置後 3 4 ～ 3 6 年を経過し、老朽化が著しく更新の時期を迎える。 メーカー及び JSLA が推奨する更新時期 1 5 年を超過しており、万が一の災害時の停電時に、重要な設備への電気を供給する事ができなくなるなど、大きなリスクが生じている状況下であり、更には法的にも常に万全を期しておかなければならない設備だ。 以上の特性を考慮し、経年劣化解消の観点から総合的に判断した結果、重要施設への安定的供給と安心、安全を確保するため、信頼のおける設備への修繕が必要だ。 当該電気設備の修繕には、常日頃から競輪場内で電気工事を行っており、場内電気設備の状況を十分に熟知し、不測の事態にも対応できる工事業者に発注することが最適であると考え、地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号及び松戸市財務規則第 1 3 8 条第 1 項第 1 号の規定を準用し、当該業者を相手として随意契約することが妥当であると思慮される。